

(案)

令和4年11月 日

旭川市長 今津寛介様

旭川市情報公開・個人情報保護委員会
会長 榎岡宏成

旭川市個人情報保護制度の見直しについて（答申）

令和4年7月21日付け旭市活第251号をもって諮問されたこのことについて、別紙のとおり答申いたします。

旭川市個人情報保護制度の見直しについて（答申・案）

1 答申にあたって

旭川市においては、現在、旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号。以下「保護条例」という。）において、市が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示等を求める市民の権利を明らかにすることにより、市民の基本的な人権を守ることを目的として、運用されてきた。

令和5年4月1日から、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「改正保護法」という。）が施行される。これにより、同日以降、旭川市が保有する個人情報は、保護条例ではなく改正保護法に基づき取り扱われることになる。

今般旭川市長から、個人情報保護制度の見直し、情報公開制度と個人情報保護制度との整合性を確保するための対応について、諮問を受けたところである。

旭川市情報公開・個人情報保護委員会（以下、「委員会」という。）では、これまで3回にわたり審議を重ねた結果、意見を取りまとめるに至ったので、次のとおり答申する。

2 委員会の判断

(1) 条例要配慮個人情報の設定について

現時点では、条例要配慮個人情報の設定を見送ることが、妥当である。

（説 明）

改正保護法第60条第5項において、地方公共団体は、保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものを「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができると規定している。

改正保護法では「要配慮個人情報」を「人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」

（同法第2条第3項）と規定しており、また、個人情報全般については、個人情報の保有の制限等（同法第61条）、利用目的の明示（同法第62条）、不適正な利用の禁止（同法第63条）及び適正な取得（同法第64条）等の規定に基づき、厳格かつ慎重な取扱いとなって

いる。

条例要配慮個人情報を設定したとしても、個人情報ファイル簿に保有している旨が明示されるにとどまり、これらの個人情報の取扱いをより厳格にする規定を設けることができず、効果は小さいと考えられるため、現時点においては設定を見送ることが、妥当である。

(2) 行政機関等匿名加工情報の提供制度について

現時点では、当該制度の導入を見送ることが、妥当である。

(説明)

改正保護法第60条第3項、同法第109条から第123条までの規定により、地方公共団体にも行政機関等匿名加工情報（特定の個人を識別できないように行政機関等が保有する個人情報を加工し、かつその個人情報を復元できないようにした情報）の提供制度が導入される。

都道府県及び政令市はこの制度を導入しなければならないが、それ以外の地方公共団体は経過措置により導入は任意とされている。

実施機関によると、これまでこの情報の利用に関する民間事業者からの要望はないとのことであり、現時点では積極的に導入する特段の理由がない。このため、今後の制度改正や社会情勢の変化がある場合に改めて検討することが、妥当である。

(3) 個人情報ファイル簿について

① 改正保護法のとおり、本人が1,000人以上の個人情報ファイルを作成・公表の対象とすることが、妥当である。

② 個人情報取扱事務届出制度は維持しないことが、妥当である。

(説明)

① 個人情報ファイル簿を作成・公表する個人情報ファイルは、実施機関の事務量を考慮して、改正保護法第75条第2項において適用対象外としている個人情報ファイルを除いたものとするのが、妥当である。

② 保護条例で規定している個人情報取扱事務届出制度には、実施機関が取扱う保有個人情報を網羅的に把握できる特徴があるが、実施機関によれば公表している個人情報取扱事務の届出内容の閲覧実績はほぼない状況であり、保有個人情報の取扱いについては各担当課に直接問い合わせしている状況である。また、個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務届

出書の記載事項は類似するものも多く、このような状況では個人情報取扱事務の届出を継続する意義が薄いため、個人情報取扱事務の届出制度は維持しないことが、妥当である。

(4) 開示請求手続について

- ① 開示請求書には、「求める開示の実施方法」「写しの送付による開示を求める旨」を記載することが、妥当である。
- ② なりすまし等防止のため、確認についての規定を設けることが、妥当である。
- ③ 開示請求の決定期限は、保護条例と同様に、請求があった日（初日不算入）から14日間とするのが、妥当である。また、決定期限を延長する場合の延長日数は、法の規定と同様に30日以内とすることが、妥当である。
- ④ 保有個人情報一部開示決定及び不開示決定を行う際、保有個人情報の全部又は一部が、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、引き続き決定通知書にその旨を付記することが、妥当である。
- ⑤ 開示請求手数料は、引き続き無料とすることが、妥当である。また、開示文書の写しの交付に要する費用は、引き続き実費として徴収し、1枚当たりの単価も引き続き同額とすることが、妥当である。

(説明)

- ① 請求者の利便を図る観点から、現在開示請求書に記載している「求める開示の実施方法」「写しの送付による開示を求める旨」は引き続き記載することが妥当である。
- ② 法改正により任意代理人の開示請求が新たに可能となる。保有個人情報の本人の権利保護の観点から、なりすまし等の防止を講じるために、任意代理人の活用を阻害しない範囲で必要に応じた確認を可能とする規定を設けることは、妥当である。
- ③ 改正保護法第83条第1項では、開示決定等は、開示請求があった日から「30日以内」にしなければならないと規定されている。なお、この期限については、施行条例に定めることにより短縮することができる。

この点について、改正保護法の施行後も保護条例と同様に、同法第83条第1項に規定する期限（30日以内）を「14日以内」とするのが妥当である。

また、同条第2項では、前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる」と規定されている。なお、この期限についても、施行条例に定めることにより短縮することができる。

保護条例では延長分の日数が31日であるため、法施行後の延長期限は改正保護法と同じ30日とすることが、妥当である。
- ④ 改正保護法第82条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第23条では、開示決定又は一部開示決定を行う際に決定通知書に記載しなければ

らない事項は、開示する保有個人情報の利用目的、開示実施方法、開示実施可能日、（写しの送付の場合）準備に要する日数及び送付に要する費用等としており、さらに、不開示情報を開示することができるようになる期日を明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない旨の規定を地方公共団体の独自の規定として設けることができると解されている。

現行個人情報保護条例では、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとするとしており、請求者の開示請求機会確保のため、現行個人情報保護条例と同様の規定を設けることが、妥当である。

- ⑤ 改正保護法第89条第2項では、開示請求者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内で、条例で定める額の手数料を納めなければならないとされ、手数料の額は、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされている。なお、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能と解されている。

保護条例では開示についての手数料は無料としており、個人情報保護制度の趣旨・目的からして、手数料は無料を維持すべきと考え、開示請求自体の手数料は引き続き無料とすることが、妥当である。なお、手数料を無料とするため、減免規定は設けないことが、妥当である。

また、法施行後も開示文書の写しの交付に要する費用の負担は維持すべきであり、引き続き実費を徴収することが、妥当である。また、現在保護条例施行規則で規定している実費の額と引き続き同じ額とすることが、妥当である。

- (5) 改正保護法の不開示部分と旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号。以下「情報公開条例」という。）の非公開部分の整合性の確保について

これまで情報公開条例の規定により公開していた「公務員等の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の氏名」は不開示情報には含まず引き続き開示することが、妥当である。また、改正保護法の不開示情報のうち、現行の情報公開条例で非公開情報と明示的に規定されていない情報は、情報公開条例の非公開情報を実質的に広げない限り、情報公開条例の非公開情報の規定を改正個人情報保護法の不開示情報の規定に合わせることを、妥当である。

（説明）

改正保護法第78条第2項では、同条第1項で不開示情報に該当するものであっても、情報公開条例の規定により公開することとされている情報として条例で定めるものは、その不開示情報には含まないこととすることができることとされ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情

報公開条例において開示しないこととされているもののうち、当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、第78条第1項で定める不開示情報とすることができると規定されている。

旭川市においては「公務員等の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の氏名」は情報公開条例第8条第3号で公開することが規定されており、改正保護法で不開示情報と規定されていても引き続き公開することが、妥当である、

また、改正保護法で不開示情報とされているものの中に、情報公開条例で非公開情報と明示的に規定されていない情報もあるが、同条例の非公開情報を実質的に広げるものでないものについては、同条例の非公開情報の規定を改正保護法の不開示情報の規定に合わせるものが、妥当である。

(6) 訂正請求・利用停止請求について

- ① 制度運用に支障が生じない限り、開示を受けていない保有個人情報であっても訂正請求の対象とすることが、妥当である。
- ② 制度運用に支障が生じない限り、開示を受けていない保有個人情報であっても引き続き利用停止請求の対象とする。
- ③ 訂正請求及び利用停止請求においても第三者への意見照会の機会を与えることが、妥当である。
- ④ 現行個人情報保護条例と同様に、決定期限は請求日（初日不算入）から21日以内、延長分の日数は24日以内とすることが、妥当である。また、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、請求のあった日から21日以内に通知することが、妥当である。

(説明)

① 改正保護法第90条では、開示決定に基づいて開示を受けたものに限り、保有個人情報の内容が事実でないと思うときは、その保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができる（ただし、その保有個人情報の訂正について他の法令の規定で特別の手續が定められているときは除く）と規定されている。なお、制度運用に支障が生じない限り、開示を受けていない保有個人情報について訂正請求の対象とする法施行条例を規定することは妨げられないと解されている。

保護条例では開示請求を前置しなくても訂正請求を可能としており、法改正後も、開示請求した上で開示されている情報でなくても、制度運用に支障が生じない限り、開示を受けていない保有個人情報であっても訂正請求の対象とすることが、妥当である。

② 改正保護法第98条では、開示決定に基づいて開示を受けたものに限り、保有個人情報が法の規定に違反して使用されていると思うときは、その保有個人情報の利用の停止・消去・提供の停止を請求することができる（ただし、その保有個人情報の利用停止について

他の法令の規定で特別の手続が定められているときは除く）と規定されている。なお、制度運用に支障が生じない限り、開示を受けていない保有個人情報について利用停止請求の対象とする法施行条例を規定することは妨げられないと解されている。

保護条例では開示請求を前置しなくても削除又は利用中止請求を可能としており、法改正後も、開示請求した上で開示されている情報でなくても、制度運用に支障が生じない限り、開示を受けていない保有個人情報であっても利用停止・消去・提供の停止の請求の対象とすることが、妥当である。

- ③ 改正保護法第86条において、開示請求については第三者に対する意見書の提出機会を与える規定があるが、訂正請求及び利用停止請求については特に規定がない。なお、法施行条例により訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障の生じない範囲内で本人が開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求や利用停止請求の対象としている場合は、当該開示を受けていない保有個人情報について同条の規定に準じて第三者の意見照会の規定を条例で設けることができると解されている。

開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求及び利用停止請求を認めるのであれば、訂正請求及び利用停止請求においても、開示請求と同様に第三者に対する意見書提出の機会を確保すべきであり、第三者への意見照会の機会を与えることが、妥当である。

- ④ 改正保護法第94条第1項（訂正請求）、同法第102条第1項（利用停止請求）では、決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならないと規定されている。また、同法第94条第2項（訂正請求）、同法第102条第2項（利用停止請求）では、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、決定期間を30日以内に限り延長することができる規定されている。また、同法第95条では、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、同法第94条の規定にかかわらず相当の期間内に訂正決定等をすれば足りると規定されている。なお、これらの期限については、施行条例に定めることにより短縮することができる。

この点について、改正保護法の施行後も保護条例と同様の取扱いを継続し、改正保護法第94条第1項及び同法第102条第1項に規定する期限（30日以内）を「21日以内」に、同法第94条第2項及び同法第102条第2項に規定する期限（30日以内）を「24日以内」に、それぞれ短縮することが、妥当である。

(7) 委員会への諮問事項について

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、引き続き同委員会に諮問することが、妥当である

(説明)

改正保護法第129条では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めて、審議会等に諮問できると規定されている。

現在は、情報公開条例第 22 条第 2 項で個人情報保護制度等について委員会で審査又は審議することとなっており、法改正後も引き続き情報公開条例第 22 条第 2 項を根拠に委員会に諮問することが、妥当である。

(8) 運用状況の公表規定について

市民向けの公表制度は規定することが、妥当である。

(説 明)

改正保護法では地方公共団体が行う運用状況の公表についての規定はないが、地方公共団体独自の自発的に行う住民向け情報公開として、例えば、年度単位で個人情報保護制度に係る運用状況の公表制度を設けることは妨げられないと解されている。

市民向けの公表制度は情報公開の観点からも継続が望ましいことや、情報公開条例第 28 条に情報公開制度の運用状況について公表する規定があることから、個人情報保護制度についても引き続き公表する旨の規定を設けることが、妥当である。